

埼玉県北部地域中小企業ビジネス展示会・交流会

出展・交流会 参加申込書 《申込み締切日：平成 29 年 6 月 30 日(金)》

申込日：平成 29 年 月 日

出展企業情報

フリガナ				㊞
*出展企業名				
*代表者		*役職		
*住所				
*TEL		FAX		
*URL		*資本金		
従業員数		年商	万円 (年 月期)	
企業 PR (84 文字以内)				
業種	<input type="checkbox"/> 農林水産業 <input type="checkbox"/> 建設・不動産 <input type="checkbox"/> 卸売・小売 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> 金融・保険 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 製造業(食品) <input type="checkbox"/> IT 関連 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> その他()			
所属商工団体	商工会議所		商工会	

企業 PR は別添資料でも可

*印の項目は、パンフレット等に記載いたします。

申込担当者

企業名			
部署・役職		氏名	
TEL		FAX	
E-Mail			

申込内容

□出展	1 小間 5,000 円	(合計)
	<input type="checkbox"/> なし	
	<input type="checkbox"/> あり(100V・ □)	
	電源利用内容 ()	
	ワット数 ()	
使用機器名 (: 台)		
※展示物への会場内の電源を使用した照明目的のライトの使用は禁止致します。(ただし、電池式や充電式のライトの使用は可能です。)		
□交流会	1 人 3,000 円 × 人 = ,000 円	,000 円
参加者名		参加者名

*交流会につきましては、定員の 100 名に達し次第締め切ります。

申込書送信先：下記の当事業実施機関にご持参もしくは FAX にてお申込みください。

- | | |
|--|---|
| ■ 熊谷商工会議所 TEL 048-521-4600 FAX 048-525-7272 | ■ ふかや市商工会 TEL 048-584-2325 FAX 048-584-6165 |
| ■ 深谷商工会議所 TEL 048-571-2145 FAX 048-571-8222 | ■ 児玉商工会 TEL 0495-72-1556 FAX 0495-72-1948 |
| ■ 本庄商工会議所 TEL 0495-22-5241 FAX 0495-24-3003 | ■ 上里町商工会 TEL 0495-33-0520 FAX 0495-33-3296 |
| ■ 秩父商工会議所 TEL 0494-22-4411 FAX 0494-24-8956 | ■ 美里町商工会 TEL 0495-76-0144 FAX 0495-76-0112 |
| ■ 寄居町商工会 TEL 048-581-2161 FAX 048-581-1424 | ■ 神川町商工会 TEL 0495-77-3181 FAX 0495-77-2813 |
| ■ くまがや市商工会 TEL 048-588-0140 FAX 048-588-0033 | |

出展規約

■規約の履行

本イベントにおいて展示等を行う企業・団体等（以下出展社という）は、以下に記載する各規定および主催者から提示される「出展マニュアル」に記載する各規定を遵守しなくてはなりません。これらに違反した場合もしくは第三者への迷惑行為、公序良俗に反する行為があると主催者が判断した場合、主催者は出展申込の拒否、出展契約の解約、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の指示を、それぞれ行うことができるものとします。その際、出展社から事前に支払われた費用の返還および出展契約の解約、小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展社および関係者の損害について、主催者は一切補償しないと、主催者に損害があった場合には出展社にその全額を賠償していただきます。

■出展資格

出展社は、主催者が定める本イベントの主旨に沿う製品、サービスを提供する企業・団体に限定され、主催者は製品、サービス等が、本イベント主旨に合致するか否かを決定する権利を有します。

■出展社名

出展申込書に記入された出展社名は、本イベントの告知広告などに掲載いたしますので、必ず正式社名、または団体名をご記入ください。

■展示小間位置・セミナー時間割の決定

展示小間位置は、主催者が出展内容等を考慮のうえ決定し、ご連絡いたします。主催者は、なるべく出展社の意向を尊重するよう努めますが、必ずしもすべての意向を反映させることができないことを了承していただきます。

■出展契約の成立

出展社が出展申込書を提出し、主催者がそれを受理し、申込日、出展内容、地域性等を考慮のうえ、出展可否案内の発送日をもって、出展契約の成立とします。

■出展料金の支払い

出展社は、請求書に記載された期限までに、請求された出展料金を全額を主催者の指定する銀行口座に振り込むものとします。原則、前納制とします。支払期限までに出展料金のお振込が確認できない場合は、出展契約は当然に解約となります。この場合、主催者に損害がある場合には、出展社は、その全損害を賠償するものとします。出展料金は、展示小間スペースの対価となります。出展に際しては、お支払いいただく出展料金のほかに、装飾費等の諸費用が発生する場合があります、それらについては全額出展社の負担となります。

■出展契約の解約

出展社が出展契約成立後にその全部または一部を解約する場合は、必ず文書にて行わなければなりません。その際、出展社には下記の解約料をお支払いいただきます。(2017年8月31日以降は、出展料金の100%)

■転貸の禁止

出展社は主催者の許可なく、契約小間の全部または一部を他社へ譲渡、貸与等（譲渡料、貸与料等の有無を問わず）を行うことはできません。

■展示会の中止

主催者は、主催者の都合により、いつでも展示会の全部または一部を

中止することができるものとします。この場合、主催者は出展社に対して、開催中止となった部分の割合および開催残余日数等を基準として、主催者が相当と認める額を出展社に払い戻しますが、それ以外には一切の責任を負いません。主催者の都合以外の理由によって展示会の全部または一部が中止になった場合（主催者が中止せざるを得ないと判断した場合を含みます）、主催者は出展社に対し一切の責任を負いません。

■損害賠償責任

主催者は、理由の如何を問わず、出展社およびその関係者が、本イベントへ出展することを通じて被った、人身および財物に対する傷害、損害等に対して一切の責任を負いません。また出展社は、その従業員、代理人、関係者の故意、過失または無過失によって、会場の施設およびその設備等や、第三者の人身・財物に与えた一切の損害について、ただちにその損害を賠償しなければなりません。主催者がこれらの損害の賠償請求を受けた場合、当該出展社は、自らの責任でその支払いを行うとともに、主催者に損害が生じた場合には、弁護士に支払った着手金・報酬金も含め、その全額を速やかに主催者に支払うものとします。主催者は本イベントにおける一切の制作物の中に生じた誤字、脱字等に関する責任を負わないものとします。

■搬入と搬出・撤去

出展社は、主催者が提供する「出展マニュアル」に規定された期間内に小間装飾、展示品の搬入を行い、展示会の開催までにすべての小間装飾を完成させるものとします。また出展社は、すべての展示品および装飾物の搬出・撤去を「出展マニュアル」に規定された期間内に完了するものとします。これらの期間内に作業を完了させることができず、主催者および関係者に損害が生じた場合、当該出展社は、それによって主催者および関係者に生じた全損害を賠償するものとします。

■展示規定

出展社は、装飾方法、展示方法等に関し、主催者の指示および主催者が提供する「出展マニュアル」に従わなければなりません。出展社は、自社の展示が近隣の出展社などの妨げにならないようにしなければなりません。万一、近隣の出展社とトラブル等があった場合には、主催者が「出展マニュアル」の規定をもとに妨害、違反の有無の判断をし、出展社はこの判断に従うものとします。

■消防・安全

出展社は、会場に適用される消防および安全にかかわるすべての法規、規則を厳守しなければなりません。

■写真・ビデオ撮影

本イベントにおける写真・ビデオ撮影等を許可する権利、その他映像に関する一切の権利は、主催者が有します。

■個人情報の取り扱い

出展社は、本イベントを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得を行う必要があります。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければなりません。また取得した個人情報は、出展社が責任をもって管理・運用するものとします。万一、来場者に損害が生じた場合、出展社が全責任を負うとともに、自ら紛争を解決するものとします。